明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産一）　一

〔告　示〕

○東経八十二度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務一）　二

○日本国に帰化を許可する件（法務三）　三

○国道四号線橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四）　四

○国際電気通信衛星機構に関する協定の改正に関する件（同五）

○スーダン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六）

○返納を命じた旅券を無効とする件（同七）

○大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第二条の規定により大学等の認定をした件（文部科学一）　四

○外国人漁業の規制に関する法律第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件を廃止する件（農林水産一〇）

○平成二十九年度の指定食肉の安定価格を定めた件（同一一）　五

○平成二十九年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（同一二）

○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（同一三）

○高松空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通三）　六

○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（同四）

○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同五）

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同六）　七

○船舶安全法第六条ノ三の規定に基づき整備規程を認可した件（同七～九）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一）

○道路に関する件（東北地方整備局一、二）

○道路に関する件（中国地方整備局一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省　令

○農林水産省令第一号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第四条第一項の規定に基づき、及び外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百二十五号）第四条第二号の規定を実施するため、外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月五日

農林水産大臣　山本　有二

外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「国籍、総トン数、国際海事機関船舶識別番号及び呼出符号」を「旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下同じ。）、総トン数、長さ、幅及び喫水、旗国における船舶の登録に係る番号、国際海事機関船舶識別番号、呼出符号並びに船舶の外部から当該船舶を識別できる番号、当該外国漁船との連絡手段並びに当該外国漁船が水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（以下「国際的な枠組み」という。）に登録されている場合にあつては当該登録に係る番号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　当該外国漁船の有する漁ろう設備の種類並びに衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次に掲げる基準に適合するものをいう。以下同じ。）の有無、種類、情報の送信先及び当該外国漁船内に備え付けることを要求している国又は国際的な枠組み

イ　当該船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

ロ　次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

(1)　当該船舶を特定することができる情報

(2)　当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

ハ　ロに掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。